

VI 野生鳥獣資源利用の部

解説

ここには、「野生鳥獣資源利用実態調査」結果から、野生鳥獣資源の利用状況に関する統計を掲載した。

1 調査の目的

野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模の算出等に必要データを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の対象

食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての食肉処理施設

3 調査対象期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な調査年度の期間を含む1年間とする。

4 調査方法

農林水産省が委託した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

5 用語の解説

解体頭・羽数	食肉処理施設が解体処理を行った頭・羽数(食肉以外の加工向け(ペットフード等)に解体したものも含む。)をいう。なお、異常が認められて廃棄された個体は含まない。
イノシシ	狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、イノブタや家畜として飼育されたものは除く。
シカ	狩猟やわな猟等で捕獲された野生のシカのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、家畜として飼育されたものは除く。
その他鳥獣	イノシシ、シカ以外のクマ、アナグマ、鳥類等をいう。

ジビエ利用量	食肉処理施設で解体処理を行った野生鳥獣の卸売・小売の食肉数量、加工仕向け食肉数量、調理仕向け食肉数量、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量及びペットフード販売数量（加工原材料用として他社等に販売したものを含む。）をいう。
ペットフード	愛がん動物の栄養に供することを目的として使用されるもの又は原料として販売されたもの（動物園の動物用の餌（屠体給餌は除く。）向きに加工したものを含む。）をいう。
解体処理のみの請負	依頼者から食肉に供する目的で食肉処理業者が解体処理のみを依頼され、依頼者が食肉を持ち帰る場合をいう。
自家消費向け	従業員やその家族で消費する場合をいう。イベント等でのPR活動や試食なども含む。